

## 「事業者認定実施要領」

### 1．合法性・持続可能性の証明の遵守

日本家具保証協会（以下協会）は、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき合法性を確認し、会員の事業者（以下事業者）に対して、販売、納入する木材製品について、「違法伐採対策に関する自主的行動規程」を遵守するよう指導する。

### 2．事業者認定書の交付

（1）協会の事業者は、政府等調達のために入荷する木材関連部門が「合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品」であることを必須として「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施規程」（以下事業者認定実施規程）及びこの要領に基づき、協会の「事業者認定書」の交付を申請できる。

但し、「合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品」であることの証明書の入手が不可能な場合は、できる限り、流通又は製造の前段階の対象事業者に遡るものとする。

（2）協会の事業者で、対象製品が伐採、製材、加工、流通、納品等のプロセスにおいて、当該事業者の所属団体の「違法伐採対策に関する自主的行動規程」かつ、「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施規程」に則り、それぞれの事業者認定書を入手されている事業者は、その証明により協会に「事業者認定書」の交付を申請できる。

### 3．証明の不要製品

製品に認証表示の刻印がされている場合は、当該証明書は不要であり、また、取引伝票に証明印のある製品においても同様である。

### 4．審査

（1）協会は、事業者の申請を経て、事業者認定実施規程の条項を充たしているかの審査をする。審査は、現地訪問審査を原則とし、詳細は事業者認定委員会で決定する。

（2）協会は、審査の結果を申請者に迅速に通知し、適合している場合は、事業者認定書を交付し、不適合の場合は、その理由を示した書面を送付する。

（3）審査は、協会事業者認定委員会で行う。同委員会の委員は、2名以上5名以内とし、委員は客観性、公平性を条件に理事会で選任する。

### 5．管理記録

認定書の交付事業者は、証明木材・木材製品の出入庫又は入出荷の分別管理に関する記録の管理が行われなければならない。

記録管理帳は、担当者が責任をもって日時、場所、数量、品名、種類（銘柄）、入荷・出荷先等を記載、定めた期間保管する。

### 6．取扱い報告

認定書交付された事業者は、協会の定めるところにより、その必要に対して、取扱い実績を報告するものとする。

### 7．事業者の申請手数料

（1）事業者認定の手数料は、別定の通りとし、分別場所の実施視察において実費請求する。

（2）事業者認定の有効期間は、2年とし、取扱い実績の報告を経て、自動更新を認める。

但し、入会后3年に満たない事業者の有効期間は1年とし、2年間経過をみるものとする。

#### 8. 環境配慮マークの活用

- (1) 木材を使用する家具の合法性、持続可能性を証明するための表示物として、別記認証マーク及び認定証票を設定する。認証マークは、幅広く製品カタログ及び製品説明書等に使用することも認める。
- (2) 認証マークの使用手数料(自社にて印刷の場合)又は、交付手数料(協会で印刷の場合)は、申請時に、申請事業者と相談、決定する。
- (3) 認証マークの使用認可の期間は、2年とし、毎年手数料の納付を持って継続する。但し、使用手数料は、前納とする。但し、入会后3年に満たない事業者の有効期間は1年とし、2年間経過をみるものとする。

#### 9. 付則

- (1) 合法性の証明された木材(木質材)の分別管理を行うためには、前段階の対象事業者からの納入条件として、製品を構成する木質材の全ては合法である旨の確認書(取引契約書・確認書・覚書等)を受け取る必要がある。なお、契約条件で、木材(木質材)の樹種・原産地の変更がない限り、証明条件の変更もないものとみなす。
- (2) 合法性の証明書の入手ができない場合は、当該事業者に対し事情徴集(ヒヤリング)を行った上、輸出許可書など客観的確認ができるときは、認めるものとする。
- (3) 「合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品」であることの必須の条件には、次の原材料、二次加工材は該当しない。

イ. 間伐材、廃木材、小径木、低位未利用材及びその二次加工品であるパーティクルボード、ファイバーボード(繊維板)、合板、集成材

ロ. ゴム樹液採取後のゴム木材及びその加工品であるゴム集成材、ゴム合板

ハ. 資源の有効利用である突板及び合板・製材工場の端材活用の縁材

- (4) 認定証票

認定証票(認証マーク)は、別記の通りとする。

## 「合法性・持続可能性の証明に関する事業者認定実施規程」

### （目的）

第1条 この規程は、日本家具保証協会（以下協会）が林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下ガイドライン）」に基づく、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者の団体として、指導、実践するために定める。

### （認定の対象）

第2条 協会の会員で事業者の認定を受けようとする者は、この規程に基づく事業者認定の申請を行うことができる。

### （申請）

第3条 事業者認定の申請は、別定の申請書により提出する。

2．申請時にかかる手数料は、別表の通りとする。

### （審査）

第4条 審査は、書類提出又は事業所調査により行い、その内容を協会審査委員会で審査し、その結果を申請者に通知する。

### （認定要件）

第5条 認定された事業者は、次に掲げる要件を充たさなければならない。

#### 2．分別管理

（1）合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下証明材）とそれ以外の木材・木材製品（非証明材）を事業所ごとに分別して保管する事が可能なシステムを確立していること。

（2）入荷、製造、保管・出荷の各段階において証明材と非証明材が混在しないように取り決めがあり、分別管理が実施されていること。

#### 3．記録管理

（1）証明材の入荷、在庫、出荷に関する情報が記録（チェックシート等の記録）されていることを把握していること

（2）証明書の保管を含め、管理上必要な書類が5年間保存していること。

#### 4．責任者

（1）この管理の責任者及び担当者を設け、明確にすること。

### （認定書の交付）

第6条 協会は、認定された事業者に対し、事業者認定書を交付し、事業者登録を行うとともに、その情報を公表する。但し、認定書の有効期間は、別表の通りとする。

### （証明書の発行）

第7条 認定された事業者は、証明材の出荷にあたって証明書を作成し、出荷先に引き渡すものとする。

2．証明書の様式は、別に定める「合法性・持続可能性の証明書」、又は納品書等に証明に必要な事項を追記することで証明書に代えることができる。

### （実績報告）

第8条 認定された事業者は、別に定める証明材の取扱実績報告書により、前年度分の実績を各年度終了後、3カ月以内に協会に報告する。

(立入検査)

第9条 協会は、必要に応じて認定した事業者に証明材の取扱いが適正であるか調査することができるものとする。

2. 認定された事業者は、協会から調査を行う旨の通知を受理したときは、必要な情報を提供しなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 協会は、認定した事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認知した事業者が認定の要件を充たしていないと確認できたとき

(2) 証明書の記載事項等に虚偽があったとき

(3) 認定した事業者自ら取り消しの届けがあったとき

2. 協会は、前項の(2)(3)の要件で取り消しをしたときは、取り消し通知を送付するものとする。

(改廃)

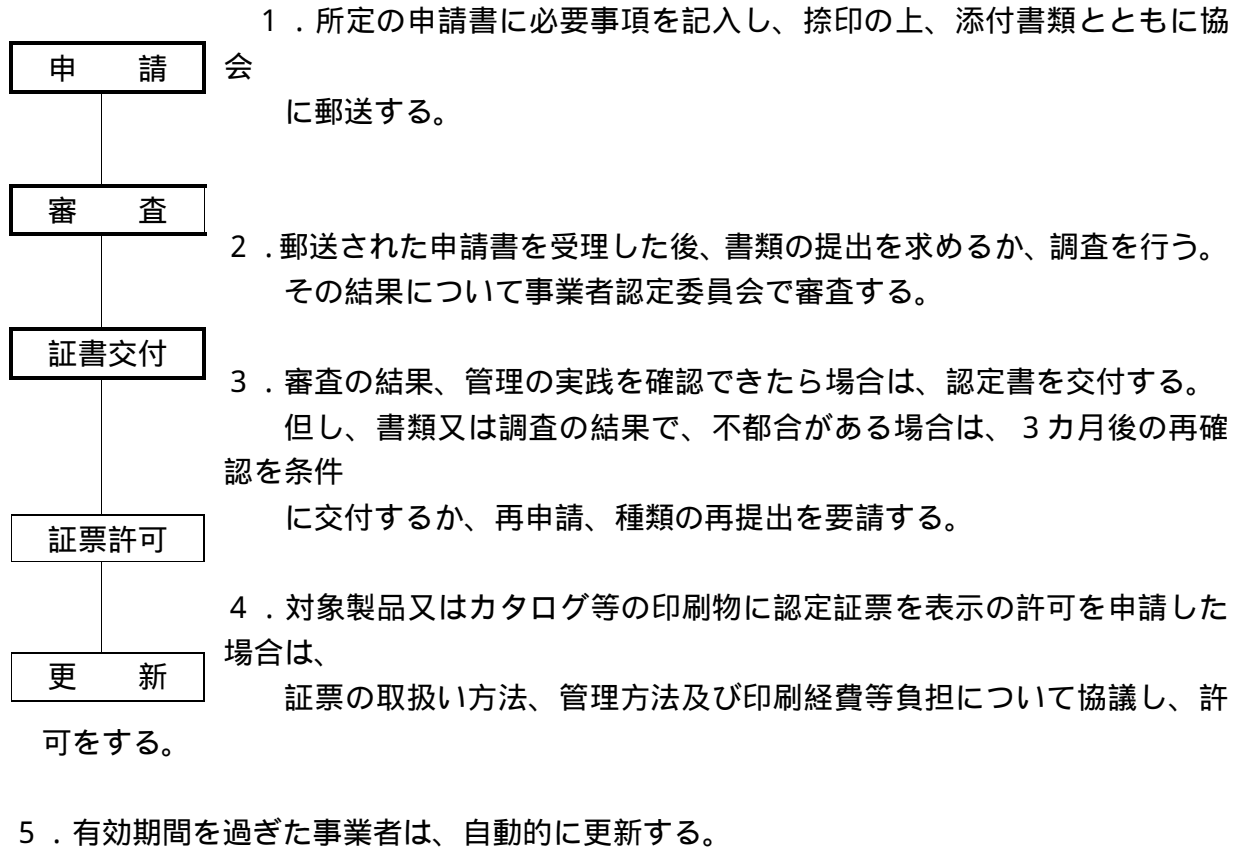
第11条 この規程の改正及び廃止は、理事会の決定による。

付則1 この規程は、平成18年9月8日から施行する。

## 事業者認定申請に関する手続き等要領

### (1) 申請手続き

申請手続き方法及び手順は、以下の通りです。



### (2) 申請時における審査事項の確認

申請における確認事項（審査事項）は、「証明木材製品の分別管理の実施」、「当該対象製品の管理記録の保存」、「責任と管理体制の確立」の3点です。

また、当該申請事業者が実践していることを第三者である当協会が事業者認定委員会の審議を経て、確認することが求められます。

その確認の方法には、書類審査と現地調査による2通りがあります。

#### 1) 分別管理

各社で行う分別管理の記録は、次の項目の記載が必要です。

- (1) 購買日時
- (2) 購買先（原産地）
- (3) 種目・種類（保管においては識別管理が重要）
- (4) 数量
- (5) 証明書の有無（証明書は購買事業者毎に当該対象材料・部品別に必要）

( 6 ) 購買担当者 ( 捺印 )

( 7 ) 管理責任者 ( 承認、確認の履行 )

2 ) 記録の保存 / トレサビリティ

伐採からのプロセスの追及が可能であるための、購買材料・部品等のトレサビリティ ( 追跡可能性 ) 管理が重要です。そのためには出来るだけ遡って証明を確認することが重要です。

また、記録の保存期間は、5年以上とし、P L法に係る機能性の材料、部品は、10年以上の保管が必要です。

3 ) 管理責任体制

自社の組織体系図又は職務分担表などで部署とその責任者、担当者が明確にする必要があります。

( 2 ) 証明の範囲

合法性の証明された木材 ( 木質材 ) の分別管理を行うために、製品を構成する材料、部品の全てで合法である旨の確認書 ( 取引契約書・確認書・覚書等 ) を受け取る必要があります。